

会議録

令和6年第4回更別村議会定例会

第2日（令和6年12月16日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 村政に関する一般質問
- 第 3 議員の派遣の件
- 第 4 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二
農業委員会 事務局長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	山角竹志
書記	村田弘治		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は7名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、安村さん、3番、斎藤さんを指名いたします。

◎日程第2 村政に関する一般質問

- 議 長 日程第2、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、荻原さん。

- 6番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき公営住宅等の今後の管理体制について村長に質問をいたします。

本村では現在、63棟279戸の公営住宅等の管理を行っております。また、賃貸住宅促進事業として民間住宅が平成14年から建設が始まり、昨年度までに30棟167戸の建設が行われました。民間住宅が建設される以前の村内の賃貸住宅のほぼ全てを村で建設してきており、建設後30年を過ぎた住宅も145戸を数えております。管理戸数が多いということは維持管理費も多額になり、民間賃貸住宅に建設費を補助し、村の維持管理費を極力抑えることが得策とも考えられます。しかしながら、住宅に困窮する低額所得者に低額な家賃で入居ができる公営住宅等を供給することは全ての住民が安心して暮らしていく上で必要な施策であり、村の責任において確保していかなければならないものと考えます。公共の賃貸住宅が民間の賃貸住宅の経営を圧迫してはなりませんし、公共賃貸住宅に代わって民間賃貸住宅の建設を促進する必要もあると考えます。あわせて、住民の高齢化率が進む中、高齢者向け賃貸住宅の在り方や住宅管理に関わる職員の負担軽減策など、次の3項目について村長のお考えをお聞きいたします。

まず、1つ目、民間賃貸住宅の建設促進を促し、官民でバランスの取れた住宅戸数を確保するために老朽化した公営住宅等の建て替え等の考え方について。

2つ目、低額な家賃で入居を望む高齢者世帯等に対し、シルバーハウジングの増設や高齢者仕様の住宅改修など住環境の整備をどのように進めるか。

3つ目、職員の業務多忙な状況を回避するために住宅管理部分における指定管理者制度導入の考え方について。

以上、3項目についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さんの公営住宅等の今後の管理体制についてのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

村が、現在、管理している公営住宅及び特定公共賃貸住宅等を合わせた住宅数につきましては、63棟279戸ございます。そのうち、最も年数が経過している住宅は、昭和61年に建築したもので、完成より38年が経過しております。最も新しいものでは、令和2年に建築したものとなっております。公営住宅の耐用年数につきましては、建物の構造により、30年から70年とそれぞれ期間が設定されておりますが、今年度末で耐用年数が超過する住宅は23棟94戸となっております。維持管理におきましては、住宅性能の維持や住環境の向上が図られるよう適宜実施してきており、直近では、令和4年度から今年度にかけて花園団地において外壁防水、テレビアンテナ等の改修を実施しております。また、平成14年度より住環境の整備と村内への定住が図られるよう実施してまいりました賃貸住宅建設促進事業につきましては、これまで増加してきた市街地世帯数に対する住宅の供給に大きな役割を果たしてきたところでもあります。

ご質問の1点目でございますが、老朽化した公営住宅等の建て替え等の考え方についてあります。公営住宅等につきましては、これまで、予防、保全的な観点から計画的な点検や修繕を実施してきたところであります。これによりまして、耐用年数を超過した住宅も含めまして現状ではおおむね良好な状態を維持しておりますので、今後も居住性の低下等を未然に防ぐよう長寿命化の視点を持って既存住宅の維持管理を実施していくことといたします。

また、住宅の建て替え時期につきましては、これまでも老朽化等による劣化状況の程度を基に判断してまいりましたが、今後の建て替えにつきましてもこれまで同様にこの考え方により決定していくこととしております。

なお、建て替えにより整備する戸数ですが、法に規定されておりますとおり、公営住宅には収入の少ない方々に対し生活の安定が図られるような、なされるような低廉な家賃によりお貸しする住宅であるとの役割があり、また、特定公共賃貸住宅につきましては中堅所得者等を対象とした住環境が、良好な賃貸住宅が不足している場合は市町村等が建築するよう努めることとされております。人口減少が見込まれる中、需要に応じた適切な戸数の管理が必要となりますが、建て替えの際には民間賃貸住宅を含めた需要状況を踏まえつつ、住宅それぞれの役割や目的に応じた望ましい戸数を設定し、本村に居住を希望する方々が困窮することや需要に対し過剰な管理戸数となることのないよう整理していくこととしております。

ご質問の2点目でございます。高齢者世帯等における住環境の整備等でございます。平成7年から12年にかけて整備しましたシルバーハウジングにつきましては、以前は高い入居率から空室が不足し、入居をお待ちいただいた状況になったこともありました。12月1日現在ですが、30戸のうち空室は8戸、入居率にして73%となっております。ここ近年は数戸

の空き室がある状況が続いておりますが、ご指摘のとおり、今後は高齢化率の上昇が見込まれるため、高齢者向け住宅の確保は重要であると考えております。そのため、平成24年以降に建て替えを行った公営住宅につきましては、バリアフリーや手すりの設置、車椅子での移動が可能な幅員の確保など、子どもから高齢者、障害者の有無にかかわらず、全ての人を使いやすい住環境であるユニバーサルデザインとして採用し、整備を進めてきたところであります。高齢になっても住み慣れた住宅に住み続けることを可能にしていくことで入居者の安全と負担軽減が図られるよう、今後も建て替えの際には同様の住環境とし、シルバーハウジングのみならず、全ての公営住宅において高齢者等が安心して生活できる住宅の整備を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目ですが、住宅管理における指定管理者制度の導入についてであります。本制度につきましては、管理戸数や団地数が多い都道府県、政令指定都市などでの導入は数多く確認できますが、一方で、自治体が判断する必要がある業務への迅速な対応、入居者からの要望等に対するきめ細かな対応が期待できなくなることなどが指摘されていることもあり、小規模な自治体での導入は進んでいない状況であります。また、制度の導入による職員の負担軽減や経費の削減などの効果が生じるためには、一定規模以上の管理戸数が必要となりますが、そういったことから小規模な自治体での導入が進んでいない理由となっております。本村におきましても、過去に検討はしたところでありますが、同様なことが考えられることから見送ったこともあり、制度の導入につきましては現時点では予定していないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。

今年10月15日から16日にかけて総務厚生・産業文教常任委員会所管事務合同調査で上富良野町と東川町を訪問し、移住定住対策の今後の方向性について説明を受けてまいりました。その中で、東川町においては一時期7,000人ほどいた人口が2015年に40年ぶりに8,000人に回復し、現在も増え続けているとの説明がございました。そして、その転機は何だったのかということを担当者に質問すると、住宅施策を強化したことだというようなお話をいただきました。上富良野町、東川町とも移住定住対策等、様々な取組により人口増を図っておりますけれども、特に東川町におきましては住み心地ランキングが道内でも3年連続1位となった背景には、やはり、確立された住宅施策が根本にあるということでありませぬ。

本村も移住定住対策を進めるために様々な取組をしておりますけれども、その基本となる本村の住宅施策についても、やはり、将来を見据えた計画を検討し、整理していかなければならないと考えるところでございます。民間賃貸住宅の建設については、特に、行政がその戸数を決定することはできませんが、民間賃貸住宅の建設が促進されるように公共の賃貸住宅の管理戸数の将来像は見据えておかなければなりません。公営住宅等279戸に關

わる全ての維持管理を含めた関連経費は直近3年間の平均で年間約1,900万円ほどとお聞きしております。新しい住宅や古い住宅、そして、世帯向きや単身者向きなど住宅の状況は違うため、一概に、この経費を戸数案分することには無理があると思いますが、単純に、この関連経費を戸数で割り返しますと、戸当たり約7万円の経費が毎年かかっている計算になります。一方、令和元年度から令和5年度までに建設された民間賃貸住宅41戸に対する村の助成額の合計は4,643万円で、こちらも、世帯向け、単身向けの区別は必要と思いませんけれども、これも、単純に戸当たりの村の助成額は110万円ほどとなりまして、これが、村が建設したとしたならば、向こう30年の維持管理費は先ほどの戸当たり年間経費7万円に30年を掛けた合計210万円ということになります。当初の助成によりまして、本来かかるであろう維持管理費に関わる経費が約半分に抑えられるということになります。村の経費節減を考え、また地域経済を発展化させるためにも民間住宅の建設促進を促す施策が必要と思われまます。

民間賃貸住宅の建設補助が始まる前は、先ほども申し上げましたが、ほぼ村が100%担っておりまして。現在は公共賃貸住宅279戸、そして、村が支援を行ってきた民間賃貸住宅が167戸、合計446戸と変化しておりまして、現在の公共6、民間4の割合を将来的にどのように考えるべきか、また、上更別地域においては民間賃貸住宅が6戸しかなく、公営住宅等の必要性が大きく求められている中、更別市街地とは違う対策を図らなければならないと考えております。そして、これらをどういうふうにするのか、今後の公営住宅等の建て替え計画等にも影響してくることから、今まで私が説明した内容を基に改めて村長のお考えをお示し願いたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、荻原議員さんご指摘ありましたところ3点ほどあったわけですが、1点目の民間と公共の比率についての部分であります。現在、先ほど数値の部分でも示させていただきましたけれども、民間が、今、30棟167戸、今、予定して建築中のものが1棟8戸ということで、167戸のうち、1LDK、2LDK、3LDKがあるので、5戸しか余っていないというような状況で、何回か議会でもご説明申し上げましたけれども、建設中に全部部屋が予約で埋まってしまうというか、完成までにもう埋まってしまうということで非常に人気があるということで、本当に新築ということもあるのでしょうか、速やかに住環境を村内に民間の業者が次々と建てていただいて、これは非常に感謝しているところでありますし、今、維持管理経費でも、本来かかるべき金額の半額だということでもありますので、これについても、かなり、当初、建設補助金を出すわけですが、その部分を上回るような費用対効果というのですか、住居に対して費用対効果というのはあまりよろしくないと思えますけれども、そういう形で成果が出ているのではないかとこのように思います。

今後いろいろな建て替えにおける劣化判断基準とか、村には、前に、公営住宅長寿命化計画、それと、更別村生活基本計画というのがありましたけれども、今回、さらに、令和

4年度に改定した更別村公共施設等総合管理計画、それと、これ、上更別の住宅のこと問題になっているところがあるのですが、更別村個別施設計画というものをもう一度見直した中で計画を立てておりますので、その中で、その計画に従ってしっかりやっぴかなければいけないのかなというふうなことを思います。公共、あるいは民間の比率の部分については今のところそういうような形で進んでいるというような状況でありまして、今、新しく建設をするということでは今はちょっと考えておりませんので、その部分もし必要となれば、また、その判断基準に従って、耐力度調査とかいろいろな形で実証しながら、これはもう耐えられないのだということになれば、あるいはそういうニーズが高まれば実際にやっていきたいと思ひます。

上更別は、公営住宅もそうですし、教員住宅も老朽化したということで、これは教育長部局の範疇になるわけですが、その部分についても、今、あそこで、国営かん排とかいろいろな形が始まったり、また、住居を必要とされている方、また、本州からも移住定住で住まわれる方来て建設もされていますというような状況で、結構、活気を帯びているというような状況もありますし、そういう点でも上更別にとっての人口減少対策問題とか、子育て環境もそうですけれども、力入れていますけれども、住環境についてもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。通告書の3番目にまとめました住宅管理部分における指定管理者制度の導入の考え方については、最初のご答弁の内容によりましてある程度理解をいたしました。

しかしながら、私は前回の一般質問で役場内のデジタル化による職員の負担軽減ということでお話をさせていただいております。大変、膨大な業務を担っている職員に対して、いきなり全ての業務を見直しするのではなくて、やっぱり、できることから少しずつでも職員の負担軽減を図っていくことがとても重要だと考えて、今回、提案をさせていただいたところでございます。そういう意味において、関係職員とどのようなことなら将来的な業務負担軽減につながるのか積極的に協議を進めていただきたいと考えますけれども、今回、提案いたしました指定管理者制度の導入、あるいは、各種委託業務の範囲拡大などについてどのように考えるか、改めて村長のお考えをお聞きしたいというふうに思ひます。

そして、併せて村内の高齢者世帯に対する住環境についてですが、本村にはシルバーハウジングが30戸、そして、支援ハウスが18戸、そして、特養が29室、グループホームが18室と合計95の住宅と部屋が用意されております。人口3,100人ほどの本村において恵まれた住環境にあると思ひます。関係者の方々に高齢者の住宅のお話を聞いても、あまりせっぱ詰まった状態ではないということをお話をされますけれども、2025年問題を考えたときに高齢者の住宅施策については今から重点項目として検討を進めなければならないものと考えております。特に、住宅施策につきましても、当然、大きな予算が伴いま

すし、すぐに対応を図ることは非常に困難と考えます。先ほどの説明ではユニバーサルデザインを採用した住宅を整備するというご答弁いただきました。ただ、来年からもう2025年が始まることを考えると、その住宅設備についても今からきちんとした将来展望を持って進めることが重要というふうに考えております。

現状を見ますと、ご答弁にあったとおり、最近、建設された公営住宅等はバリアフリー化が進んでおりまして、高齢者や身体障害者の方にも配慮されたつくりになっております。先日、私の知人、車椅子で生活を余儀なくされている方のお宅を訪問したけれども、何の支障もなく普通に生活できたということを拝見いたしました。そういう意味において、私は、高齢者向け住宅として、今のバリアフリー化された公営住宅等を今後も提供していくことに問題はないかと思いますが、築30年を過ぎた公営住宅等は145戸あるということがあります。これらをバリアフリー化住宅に改修するには、当然、多額の予算が必要であります。本村の住宅供給状況を見ながら建て替え事業にシフトするべき案件であると考えます。その場合、高齢者向け住宅としての位置づけを明確にして、住環境のソフト面においても安心を確保できる生活様式の形成が必要であるというふうに考えております。先日、高齢者施設の入居者がお亡くなりになって、それが、朝に確認されたという事案がありました。また、私が知っている別な事案でも村の住宅に入居する50代の単身の方が職場に出勤しないものだから、確認のために住宅を訪問したら玄関先で倒れていて救急車で運ばれたという事案もありました。やはり、高齢者住宅においてはそういう設備もそうなのですが、シルバーハウジングのような日常的に安否を確認する設備や、それから、生活援助員の設置を検討することも必要と考えられると思いますけれども、このような、将来的な公営住宅等の建て替え等に伴う高齢者住宅の在り方について、また改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 1番目にありました職員のそういう負担の軽減とか、そういう管理するところが増えればそういう負担も増していくということでもありますし、今、いろんな公共施設等についても指定管理者制度を活用して、できるだけその部分はお任せしようとしていますし、また、DXを活用して電子施錠とか、学校においてもそうですけれども、いろんな形で、予約システムの部分も直接行かなくても、活動が終わって、スポーツが終わって締めるときに電子キーで締められるようなというような状況が、今、開発をして運用になってきますけれども、そういうような部分含めてやらなければいけないなということを思っていますし、職員には本当に頭が下がります。

去年のちょうど今頃でしたでしょうか、シルバーは人いますけれども、高齢者住宅のところでは。朝5時に電話かかってきて、ストーブのつけ方がもう忘れてしまったということで、おばさんどうしているのと言ったら、布団にくるまっているよって言ったから、えって言って、一晩それで過ごしたのと言ったら、そうよって言ったから、慌てて建設水道課に言ってどことこの誰々さんというようなことと、いろんな情報も入ってくるので、ア

ンテナ高くしているのですけれども、そしたら、職員がすぐ飛んでいってくれまして、一回では口で言っても駄目だからといって、分かりづらいただろうからということで大きな紙に燃料のバルブを広げて、次にスイッチを入れて、電源入れてというようなことを近くで分かるような、そして行ってくれたのかいと言ったら、そう言ってくれて、後日、そのおばあちゃんに会ったのですけれども、本当によくやってくれたと言って、寒い思いさせて本当にあれだったよねって言ったら、いや、役場の職員に感謝しているからお礼言っておいてねというような話がありました。そういう面ではうちの村の職員というのは本当にいろんなトラブルとかいろんなあったときに、そういう設備、整備等については吹っ飛んでいきますので、その分、本当に一生懸命働いてもらっていますし、軽減もしなければいけないし、この間、別の案件でもDX、実は電子申請が99%近くあったと。紙の申請ではなくなったといったけれども、でも、実際は住民生活課の職員が一生懸命教えて、手取り足取り、記入の仕方とかやっているわけです。だから、逆に言えば、前回、ご指摘、質問にもありましたけれども、かえって業務増えているのではないかというようなことで、過渡期ということで、今、それについては改善する方向に向いていますと言ったけれども、荻原議員のおっしゃるとおり指定管理も数が増えていたり、いろんな観点で検討すればそれも可能というふうになっていきますので、その辺はしっかりと現場の声も聞きながら検討していきたいというふうに思います。

2025年問題ということで高齢者問題あって、来年、福祉ホームも建てます、障害者の。本当にこれは10年たってしまって、村長になって公約がもうそこは全然できなかったわけですけれども、やっと来年建設します。障害を持った、困り感を持った青年たちが親御さんがいなくなっても安心して暮らせる、そういう住居をしっかりと造っていくのだ、それをやっとできたということになりますし、高齢者の皆さんのところでも、本当に、シルバーとかいろんな管理されている方もいらっしゃるのですけれども、そうではないところもありますので、そういう場合については本当に困った案件があったときに本当にどうしようかということで悩まれたり相談に来られたりすることもあるので、高齢者の住宅等々につきましてはやっぱりそこはしっかり考えていく、単にユニバーサルデザインということや、今考えているのは新しく例えば緊急通報システムをそこに入れるとか、今、DXやっておりますけれども、私もびっくりしましたけれども、電力センサーついているので、家でどのぐらいの電力というか、もし、炊飯器がつかなくなったり、テレビがつけっ放し、あるいは、電磁気が作動しなかったら、やっぱり注意勧告来るのです、スマホに。ずっとテレビがついているとか、スイッチが入っていないとかというようなことで。これは、やっぱり、頼れるところはそういうDXにも頼っていかなければいけないかなというふうに思いますけれども、基本は、やっぱり人はそういう形で見守ることが必要だと思いますので、住宅を建てることと3番目にありました見守り、私も本当にちょっとショックを受けましたけれども、孤独死をなくすためにいろんな対策を立てたのですけれども、まだまだそれができていないということです。これは反省しなければいけないです。だから、

玄関で倒れていました、あるいは仕事に行けていなかった人もいましたし、救急隊からは報告が入ります。もう手後れだったですって。もうちょっと早く発見していればというのはありますけれども、なかなかそれは難しいところもあったのですけれども、やっぱり日常的な安全を図る、あるいは見守りという点では、やっぱりここは本当にうちの村としては喫緊の課題であるし、やっぱり高齢者を守らないといけないというふうに思いますので、孤独死もなくすということで、そういうような面でいろんな部分を活用しながらしっかり見守り等々、高齢者は特にですね、本当に高齢者が安心して暮らせる、幸せに年を重ねられる、そういう村でありたいというふうに思っていますので、今後ご指摘の点踏まえましてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○6番荻原議員 初めに申し上げましたとおり、移住定住対策を進める上で住宅施策は根幹となる施策となりますので、今後、早め早めの協議を進めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

行政区運営規則の早期是正と町内会活動の関わりについてご質問をさせていただきたいと思っております。更別村の行政区制定、再編等詳細は更別村村史続編の100ページ以降をご参照いただくこととし、昭和53年3月、「行政区設置条例」を制定、昭和56年3月、再編、集約され、現在24行政区となっております。条例施行から約50年が経過する中で各行政区での住民自治活動は低迷、かつ構成員の高齢化、役員のみならず手不足、業務の多様化により運営継続が危ぶまれる行政区もございます。特に「行政区運営」と「町内会活動」の明確な線引きもなく、組織運営が相互混合している実態にあります。

直近での行政区内町内会加入率は81.02%であり、10年前の平成26年、89.24%に対し8.22%減少し、1,105世帯が加入、259世帯が未加入となっております。行政区域条例（平成22年12月9日条例第23号）及び更別村行政区運営規則から行政と行政区全ての住民の協働により「住民福祉の増進」を図るとしておりますが、行政区運営について活動方針に具体性が欠ける規則であるがゆえ、町内会に活動のほぼ全てを肩代わりさせているのが現状ではないでしょうか。片や、町内会は地域コミュニティを理念とし、結集、個人の自由意思で加入、脱退しますから、任意で強制力がなく、自ずと行政区運営と町内会活動では本質的に運営、活動内容に相違が生ずるのは当然でないかと思っております。

ここ数年、十勝管内でも町内会活動の低迷、脱退、未加入など地域コミュニティについて大きな課題として取り上げられ、運営の本質が問われています。このような状況を踏まえると、行政が目指す行政区運営規則（目的）第1条の条文から、運営原則、方策が不明確であると思われ、抜本的改正により明確な活動方針が示される必要があると考えますが、改正の有無についての見解を求めたいというふうに思います。加えて、行政が期待してい

る行政区運営規則と町内会活動との明確な線引きが必要と考えますが、その見解についてもご答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの行政区運営規則の早期是正と町内会活動の関わりについてのご質問にお答えをいたします。

本村の行政区運営につきましては、昭和53年に更別村行政区設置条例を制定し、行政区の運営と発展を目的として住民からの意見、要望の取りまとめや行政区長会議及び行政区懇談会での情報提供、広報紙配布など活動を推進してきました。また、住民の皆さんから区長報酬の在り方、行政区活動の内容、町内会の取組など様々な意見をいただきながら、行政区長会議や懇談会で説明の上、平成23年4月からは行政区長及び行政区への運営交付金を規定した更別村行政区運営規則を施行しております。この更別村行政区運営規則は、地域の自主性を尊重し、地域活動の幅を広げ、住民自らが自立した活動を推進するために制定しており、行政と住民の協働により、住民福祉の増進及び住民自治活動の発展を目的としております。また、行政区に対する運営交付金を規定しておりますが、村と行政区が行政業務に関わる協定書の締結により、行政区への直接交付となりました。そのため、行政区長への報酬支給は廃止となり、条例の必要性がなくなったことから、更別村行政区設置条例も廃止としております。さらに、行政区区域のみを規定した更別村行政区条例が制定をされ、行政区運営の確保と福祉の増進に努めてきたところであります。

ご質問のありました行政区活動と町内会活動の線引きについてでありますか、明確な区別はありませんが、次のとおり分類することができると考えております。行政区活動は、村から依頼する行政業務の活動で、村への意見、要望の提出、行政区長会議などの出席、統計調査等の協力、広報紙配布などであり、村と行政区との協定書に基づくものとしております。町内会活動は、住民が総会などで自ら決定し、自ら活動するものであり、懇親会などの各種交流事業、環境美化活動、葬斎活動、福祉や子ども会など、住民相互の交流や助け合いの活動になっております。行政区活動と町内会活動の内容は異なりますが、行政区の活動として一体的な運営がされてきたところであります。しかしながら、近年におきましては、町内会に加入する世帯は減少しており、加入世帯の減少は行政区活動にも大きく影響を受けております。行政区からは役員の担い手がない、高齢化で環境整備が難しい、配布物も大変である、近所でのトラブルなど様々な相談を受けておりますが、行政区によって問題が異なるため対応に苦慮している状況であります。これは本村だけではなく、全国的にも人口減少や少子高齢化は大きな問題となっております。先日、十勝管内の自治体では町内会に関するアンケート調査が実施をされ、その結果が公表されましたが、町内会に加入しなくても困らないという理由が最多となっております。インターネットやスマートフォンなどの普及により、また、新型コロナウイルス感染症の対策により、人との関わりが希薄となり、人との交流を必要としない大きな社会の変化も出てきています。地域活動自体の存在意義が問われている深刻な状況であると感じております。

ご質問の2点目、更別村行政区運営規則の改正の有無についてであります。運営規則に規定する運営交付金は直接行政区への交付をしております。行政区の活動は、町内会が主体となり運営している状況にあります。この状況を踏まえ、また、地域の自主性と活動の自立を推進するためには、従来の行政設置の行政区から、住民自らが設置し運営する町内会へ移行し、行政業務も町内会へ直接衣類することが現実的であり、その方法を検討すべきであると考えております。さらに、今後における行政区活動は、従来のように行政がお願いするのではなく、行政は地域住民が必要とする活動に支援することが重要であり、行政サービスの押売になってはいけないと考えています。人口減少や少子高齢化の問題を抱える中、将来においても持続可能な地域活動を継続させるためには住民自らが判断し、自らの選択により実行することが重要であると考えます。

今後の対応であります。地域の状況を確認、整理をし、問題点の把握、地域住民が必要とする地域活動の内容、また、町内会の未加入者への対応などを検討し、その上で、更別村行政区運営規則の改正内容についても整理をしたいと考えております。行政区活動には様々な課題がありますが、その全てを行政が解決できるとは限りません。また、行政の財源も限られておりますので、今まで以上に地域住民と共に知恵を出し合い、共に協力し合うことが必要であると考えております。今後とも持続可能な行政区活動の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ただいま、村長から種々内容も含めてということで、行政に関わるものの運営に関わる報酬も含めてというご説明をいただきましたけれども、ちょっと内容的な部分で私のほうから2問目の質問としてももう少し具体案をもってご説明をさせていただき、再度ご回答いただければというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

まず、ただいまご説明いただきました中の、私が、再度、確認させていただきたい内容としては、いわゆる更別村行政区運営規則について、目的、第1条の関係でございましてけれども、村行政と住民協働により住民福祉の増進を図るためというまず定義づけが1点ございます。続いて、住民自治活動の根幹を担う行政区活動の円滑な発展に資すると続けております。すなわち、内容的に見ますと、村行政と住民活動の協働において業務遂行を円滑に行うために行政区設置条例や行政区運営規則を制定したわけで、決して、町内会活動にその任を委嘱するというか、任せるといふ形の解釈は少し無理があるのではないかなというふうに私自身は考えております。そこに、行政区としての団体自治と町内会活動の住民自治との明確な線引きがあるというふうに私は考えています。ゆえに、行政は具体的内容に基づく指示要因を明確にする必要があり、加えて、行政が求め得る住民との福祉について明文化が必要ではないか、そこが欠落しているのではないかという考え方でございます。私自身の考え方でございます。最も重要である住民自治活動の根幹を担う行政区活動の円滑な発展となっているわけですから、行政区運営におけるリーダーシップはまさに行政の

責任において遂行されなければならないと解釈するのが当然ではないかというふうに考えております。ただいまご回答いただいた解釈論に至っては地域の自主性を挙げていますが、本規則を読む限り、そのような解釈を住民ができているかという課題ももう一点あるというふうに思っております。行政と町内会の運営原則が基本的に違うわけですから、そこに大きな乖離があるというふうに私は感じているところでございます。ゆえに、規則の在り方を含め抜本的改正が必要であるとの認識によりご質問をさせていただいているところでございます。

次に、多少、分からない部分もありますので、行政区の再編経緯について、多少、振り返ってみたいというふうに思っております。昭和56年に、村長の答弁の中にも、多少、回答の中にごございましたけれども、昭和56年に再編された地域集落では既に任意に町内会活動が先行し、地域コミュニティとしての活動を行っていたものと推測してございます。ただし、加入に強制力があつたのかどうかは定かではありません。そのとき、農村集落は47集落を14行政区、いわゆる農畜面も含めてという中の14行政区に再編、合意され、市街区には既存市街区、何々班、何班、何班という呼び名を多分されていたと思うのですけれども、それを行政区名に割り当てた形になったというふうにお聞きしてございます。当時、今でいう町内会への加入は、ほぼ全ての人たちが加入していたと考えられますが、行政は明確な目的を示すことなく既存町内会活動に便乗しているというか、それを委嘱したというか、その形をお願いしたという形になっているという、そこが今日の課題についての問題を増幅させているのではないかというふうに思っています。そこが糸口となつての課題解決に向けての議論が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、先ほど村長の答弁にもございましたけれども、11月23日、いわゆる、地元新聞が帯広市の町内会未加入者というか、未加入の加入しない理由についての興味深い報道がされました。住民アンケートの集約について、詳細については割愛させていただきますが、町内会に加入しなくても困らないという回答が51.8%、役員になりたくない、活動に参加できない、町内会活動が分からない、近所付き合いが煩わしいなどの主要な未加入についてのご回答がございました。この集約から見てとれるのが、おおむね全体的には80%程度の住民が町内会の必要性を感じていないという事実であります。帯広に限らず、このアンケートの結果については、ほぼ十勝管内全町村に該当するというか、おおむねそれに近寄った回答になるのではないかなというふうに考えているところでございます。これ重要な、本当に重要参考となるようなアンケート調査ではないかというふうに思っております。

一方、悪いことばかりではなくて、町内会の必要性について強く認識されている回答として、地域住民の交流、これ大切だつて思う方が41.8%、防犯などの安心感、災害時の安心感などという必要性が回答されてございます。では、どのような町内会なら加入したいかという問いがございまして、まず会費が安い、負担になる業務がない、活動を強要しないなどのちょっと曖昧的な部分があるのですけれども、そのような回答もあつたということでございます。本村のような小さな共同体といいますか、まちにおいては、行政区運営

と町内会活動の二分化はどのような意味を持つのか、そこには、先ほど述べた自治体による団体自治と住民による住民自治の存在することの相互の互恵関係があるはずで、改めて必要性の在り方について再構築すべき検討の時期が来ているのではないかというふうに思います。そのためには行政がリーダーシップを発揮し、地域コミュニティの活性化と住民相互扶助の確立に向け努力する必要があるのではないかというふうに考えてございます。

次に、もう一点として、ちょっと具体例として挙げさせていただきたいというふうに思っているのですが、札幌市では2023年4月に町内会維持や活性化を目的として札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例を施行しました。地域住民同士の顔の見える関係維持向上をするための対応ということで進めてございます。この条例の制定に当たっての関係条例が、まず前提としてまちづくりに関する条例として札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例が前提として定められ、そして、今回の札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例という形の制定に至っているところでございます。これら条例に掲げられた理念を踏まえ、地域町内会活動を将来にわたって町内会、地域住民、事業者、市が一体となって支えるとともに、町内会維持及び活動、活用に関する、いわゆる、市の施策の基本事項もきちっと明確に示しておまして、町内会ボランティア活動での不祥事に用いる保険料の負担ですとか、広報配布時の謝礼金の引上げだとか、そういう対策を行うという形になってございます。札幌市を参考とした地域コミュニティの重要性の強化を挙げるのであれば、そういう町内会活動を支える条例設置も一つの案ではないかということで提案させていただきたいというふうに思います。いずれにしても、そういう部分の早期対策の明確化という部分が私は必要ではないかというふうに思っておりますので、参考文献として帯広市のアンケート調査も重要な参考になるでしょうし、札幌市のこのささえあい条例についての重要な部分も参考案件にもなるのではないかというふうに思っておりますので、それらを含めた考え方についてのご答弁をいただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、安村議員さんいろいろとお話しされたところですが、村史の100ページにも書かれておりますので、そのときの行政区のはしりではないですが、沿革史、再編の概要とか、これ目通しておけということでしたので、一応、私も通してまいりましたが、それぞれ設置条例については昭和53年から議論が始まっていて、53年に更別村行政区設置条例を制定し、平成19年の12月の行政区長会議で行政区設置の経緯、町内会の役割を説明しているというような状況であります。特別職ということでそれまでは行政区長さんという方がおられたのですが、それが3年経過後に、22年8月の行政区長会議で非常勤特別職になっており、その制限が、行政区活動に制限が生じている現状を踏まえ、改正案を説明するということが報酬案等を含めて提案をさせていただいているというような歴史的な経過もありました。このときからも各区长さんからはいろんな様々な意見があって、非常に混乱しているような状況もありました。

続いて、平成22年の11月の行政区長会議でも行政区長の報酬の件を再度検討、それと農村部と市街地の部分、村で想定している根拠、それを提示し、23年の2月の行政区長会議のときに協定書の締結ということで、行政区のそういうような形での報酬等についての問題、それに総じて未加入者の問題とかいろいろなことが議論をされています。区長は特別職でなくなり、ただの町内会長になったと。町内会としては未加入者に対応できないので、村が対応すべきではないかと。情報がないので、配布物が配布できない。表札もないので、分からないとか様々な意見が出ています。その後、平成23年3月に村長決裁として行政業務の協定書締結についてということで、未加入者については村が直接対応する、広報の配布は町内会で施設に、困難なところもありますけれども、役場に取りに来るとかきめ細かいところが再編されて、平成23年4月から更別村行政区運営規則の施行が始まっております。

ただ、おっしゃるとおり、1番目の二分化についてどんな意味があるのだというようなことで、一つの地方自治法としての団体自治というのですか、行政主体のそういうものと本来であるべく住民自治という観点での町内会、これ、一緒くたにしているのではないか、おまえのところはというところですよ。だから、私も担当課長とかいろいろなところを考えて、今、様々課題とか起きていますけれども、やっぱり、その線引きを、安村さんおっしゃるとおりに、これ、今、再構築のちょうど時期に差しかかっているのではないのというふうなご指摘ありましたよね。私も賛成です。安村さんご指摘のとおり、やっぱり、これ考え直して、どういう方向性で、町内会にしても、行政区の再編とかいろいろなことありますけれども、これはやっぱり村が方針を指し示すべきだと思います。しなければならぬと思います。そうしないと、全部が全部町内会に任せきりになったり、これ行政の仕事の下請なのかというようなこととかいろいろなことが出ていますので、町内会の未加入問題とかもありますので、おっしゃるとおり1番目については再構築の時期であると私も認識しておりますので、これについては直ちに取り組みたいというふうに思います。

2番目の条例、札幌の、さすが根本になる基の条例をつくって、そして町内会の未来へつなぐそういう条例をつくっていくというのはすばらしいことだと思っていますし、できれば、ちょっと時間がかかるとは思うのですが、来年の8月ぐらいまでには方針とか一定の方向性を、たたき台を出したいというふうにもう具体的に回答させていただきます。そして、そこから1年をかけて規則の改正、あるいは町内会の在り方について村民の方に提示をし、そして議員の皆さんからも村民の皆さんからもご意見を頂戴して、今後のそういう行政、そして町内会、そして会員の皆さん、あるいは団体自治、あるいは住民自治の観点から整理をして、そしてきちんとした規則改正等について行っていきたいというふうに考えております。ただ、若干時間はいただきたいので、課内で検討もさせますけれども、また提示をして、そしていろんな方にご意見を聞きたいというふうに思っていますので、そういう方向で再構築に向かって進めていきたいというふうに思います。

以上、回答といたします。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 少し参考文献がどうなるかという部分もありますけれども、条例までいかななくても、やっぱりそういう部分の明確に示すという部分の具体案を持って提案していかないと、今、村長から種々ご説明いただいてご回答いただいたのですけれども、いわゆる町内会と行政区の在り方という部分の、そのニアミスがどんな説明をいただいてもやっぱり折衷点が見られないのですよ、残念ながら。ということは、行政区という部分の、いわゆる条文の中にあるように、運営規則の中にあるように、単純に福祉だと言いながら、住民福祉だと言いながら、ぼんと第2条以降に区長を出せと。そして、区長がその任に当たるのだと。何の任に当たるのだといたら、行政区という建前論からいけば、いわゆる、行政区に在住している方々全員が該当になるということですね、行政区区民ですから。片や私が言っているのは、町内会というのは任意団体ですよ、いわゆる、強制力もなければ何もありませんよ、地域コミュニティのために様々な対策を講ずる、除雪だとかいろんな部分ある、そういう高齢者も含めて近所付き合いも含めて助け合うよという基本理念があって町内会の運営というのは成り立っているわけです。ですから、全戸加入にはなっていない、実質的に。だけど、行政区はそこに住んでいまして、その行政区の縦割りの中に居住地があるのであれば、それはもう該当される権利を有するって形になっているわけです。だけれども、義務はといたら、義務はないのです。権利は主張できるけれども、義務はない。町内会は義務も権利もないのです、お互いに。相互扶助ですから。任意的に運営しましょうと。だったら、入らなくてもいいですよ。だけど、入りたい方は入ってもいいですよ。気に食わなければやめてもいいですよという形になっているわけです。そこをきちんとやっぱりお互い共有認識として持っていかなければ事の解決の方策の基本にはならないということだけは、私は申し上げたいというふうに思います。

なぜ、そういう言い方をするかというと、行政区の会員、町内会の会員の実態、申し訳ないですけれども、住民生活課から頂いた資料があるのですけれども、本当に先ほど申し上げました259戸の未加入があるということで、まだ、更別としては80%近くの方々が町内会にそれなりに加入しているということで、他町村のかなり前の十勝管内の実態ということで、5年ごとの実態調査なのですけれども、それを参考に出させてもらうのですけれども、2019年の実例なのですけれども、北海道町内会連合会がまとめた数値で、更別村においては町内会の加入率が、その当時ですよ、十勝管内で19市町村中7番目ということで、八十数%の加入率ということでの報告がまずありました。多分、今年、もう一度、5年になりますので、再調査が入ると思いますので、また正規の近々の数字が出てくると思います。

更別村はというと、先ほどの冒頭の中にも、質問事項にも入りましたけれども、10年前の平成26年については89.24%の加入率だったと。町内会への加入率が89%を超えていた。ところが、令和6年の10月末、直近の、近々のやつだともう81%切っているような形、実質的に数字で言えば80.94%まで下がっている。8.3%未加入者がいるということで増えて

いるという状況でございます。ここだけ見ますと60%、町内会の24行政区の中の60%台以下の行政区がもう5行政区あるのです。60%台。50%切っているところもあるのです、もう加入率として。実質的には。全体的に見れば80%台以下が24行政区の中の17行政区に及んでいると。これは、将来的なものについての、おまえあまりにも先行して心配し過ぎではないかと言われるかもしれないのですけれども、先ほどの荻原議員もあつたように、民間住宅も含めてということで若年層も入ってきているという中で、やっぱり加入率がだんだん低下してきているということなのです。そうすると、それに基づいて高齢化、ひとり住まいも含めてということになると、決して町内会の加入率が向上するというふうには到底思えないというか、かなり厳しい状況になってくるのでないか。ということになりますと、行政区が町内会お願いしますよねという形になってしまうと、その任を担う、高齢化も含めて、もう重々ご存じだと思うのですけれども、担い手不足も含めて高齢化も含めてだんだん役員の成り手もない中で、ではどうすればいいのだ。町内会の運営すらも成り行かなくなっているのに、これ行政区としての広報の配布も含めてという部分も含めてどうすればいいのという形になったら、やっぱり加入率の低下というのは避けて通れない実態になってくる。そうすると、行政区の運営というよりも町内会活動自体が立ち行かなくなってしまう。

私も、今回、議会の報告会で上更別地域にお邪魔して、やっぱり、上更別地域からもそういうご意見が出ました、実際に。もう高齢化になってきて、公営住宅の住民も多いし、ひとり住まいも多くなってきているし、これも冬や何かになったり、野外といたらもう相互扶助だって除雪も含めてだんだんできないぞ、これって。俺の自分のところすらようやく雪はねるのに、これできないよ。そういう実態になっているのもう分かっているのかと。そしたら、行政区自体というか、町内会自体がもう数年で解体してしまうよという、そういう危機感があるよという質問も出ました。実際にそこだけでなく、私も数行政区からそういう打診も受けております。もうできないよと。できない中でどうすればいいのだ。それが地域コミュニティをどう再構築していくかという課題が全く見えない中で、これどうするのだという意見も本当に強くいただいております。そういうものを考えると、やっぱり、前提的に、村が地域コミュニティの必要性、あるいは、地域に対する情報も含めての対応も含めて重要性を感じている、あるいは、必要性を問うならば、やっぱり、条例化ばかりではなくて早急に行政がリーダーシップを取って具体案を持って住民に示すべき。そして、まして行政区長会議や何かがございますから、年3回から4回あるわけですから、早期の中でその必要性についてきちっとやっぱり問うべきだというふうに思っております。

なぜかという、しつこいようですけれども、行政区長って24行政区の中でほとんどの行政区長は1年交代です。ほとんどの区長が。2年、3年というのは数行政区しかありません。その中で具体案をその都度その都度図っても、行政区長になる方は順番性で仕方ないから受けているというのが僕は本音だというふうに思うのです。その中でやっぱりもっ

ときちっと行政区の在り方、町内会の在り方というものを、一過性の1年の区長に何でもかんでも問いかけるのではなくて、やっぱり、行政としてどうあるべきなのか、どう進めたいのかというものをきちっと住民も共有できるような形の対策という部分での具体例を持っての規則なり条例なり、やっぱり、具体案のものをもって僕は示すべきだというふうに思っていますので、その点の対応についての、来年の8月までというふうに今回答いただきましたけれども、その施策の根底のそこまで至るまでの過程をきちっと、やっぱり、踏んだ形の提案をもう少ししていただきたいというふうに思っていますので、いま一度ご回答いただいて最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 本当にそのとおりでというふうに思います。何とかしなければいけないというようなことを思っていますし、以前、村から出した行政区と町内会という図面があるのですけれども、図式があるのですけれども、これ読んでもどこがどう違うのかというようなところは、町内会は全員加入ではありませんよと、ところが行政区は全員加入ですよと、だからそれぞれ、でも最後のほうにいくと区は24区あって、その行政区長は云々というような形で、担当課長も言っていたけれども、これでは分からないですよというように話はして、こういうところも、あるいは、行政区運営規則に至っては、安村議員さん、第1条の1番目の住民福祉の増進を図る、2番目に円滑にそれを進めるための行政区活動の在り方という、それと下の第3条で事務を処理しというところしかないのです。これ見てちょっと唖然としまして、行政区運営規則ってこんなに短くてこんな非常に抽象的な内容なのって。これだと本当に、今、直面している問題に対応できないよねという話も、共通認識を担当課ともしておりますので、本当に再構築の時期である、それと村としてのリーダーを発揮しなさいということでもありますから、そこはしっかりと町内会の特性、本当に任期1年で輪番制で終わるところがほとんどだと思いますけれども、その中でも行政区長さんが町内会長さんとしても2つの役割を担っているというところもありますし、相当苦労されていますので、広報紙の配布にしても。本当にデジタルとかいろんな形で、防災の関係もしょうというふうに今取組は進めていますけれども、そうではなくて、私も思うのですけれども、やっぱりコロナで一番失われたのは人と人とのコミュニティです。そこが壊されたというか、面と向かって会議もできない、カラオケもできない、趣味もできない、それがやっと元へ戻ってきたわけです。だから、そこは、やっぱり、再構築すると、していかなければいけませんし、議員さんのおっしゃるとおりその部分を抜きにしては駄目だし、具体的な案をもってして提示をすべきであると。もうごもつともであるというふうに思います。

行政としてこれから町内会、あるいは、行政区の活動の在り方、どういったところで役割をしっかりと分担していくのか、あるいは、どうあるべきなのかをしっかりと村として責任を持って検討して、より具体的な案をもって村民の皆さんに指し示し、そして議員の皆様にも検討を加えていただきながら条例改正、条例改正だけでは駄目だと思います。だか

ら、そこはご指摘のとおりだと思いますので、単に条例改正するだけでは何の意味もないと思いますので、その部分も含めて具体的な手だてというものとそういうようなものも含めてしっかりと取り組んでまいる決意を述べさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。

ちょっと参考までに、地方新聞のPRではないのですけれども、12月14日から町内会離れという特集を組んでくれていました。今日で第2回目ということで、これどこまで連載されるか分からないのですけれども、あまり個人的なPRは別として、町内会の在り方論についての大切なアンケートも含めて関係機関の先生方のご意見もいただいているということで、皆さんも含めて勉強の方々、これ何回まで続くか分からないのですけれども、5回まで続くということでございますので、ちょっと皆さん注視しながら見ていただければありがたいと思います。PRではないのですけれども、具体的な部分かなり出ていますので、いい参考になるとと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上申しまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長 この際、午前11時20分まで休憩といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 では、議長の許可をいただきましたので、事前の通告書に基づいて一般質問いたします。

質問事項は、企業版ふるさと納税に対する利益供与の禁止についてです。更別スーパービレッジ構想には、国庫からの交付金のほかに企業版ふるさと納税を原資とする資金が充てられて事業を実施するソーシャル・ナレッジ・バンク社に支出されております。一方で、企業版ふるさと納税については、寄附を行う法人に対してその代償として経済的な利益を供与することが禁止されています。内閣府地方創生推進事務局が令和4年6月27日に公開した「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説では、これ今でもネット上で閲覧することができますが、寄附を受けた自治体から寄附者が事業を受注する場合には、寄附した企業が再びその寄附金で受注するというものも禁止されていないわけですが、「手続の公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと」など3つの要件が明記されています。本年11月22日には、合理的でない入札条件を設定することで寄附企業に便宜の供与を行ったとして福島県のある自治体が企業版ふるさと納税の前提となる地域再生計画の認定を取り消されるという事件が起こっております。本村が

受けている企業版ふるさと納税には寄附者、寄附金額は非公表のものもあり、その寄附金でソーシャル・ナレッジ・バンク社が発注する事業を寄附者が受注する可能性も排除できません。それについて、その場合も内閣府が求める「公正性・透明性等」が確保されているのか村民も議会議員も知る手だてがありません。村として内閣府地方創生推進事務局の文書をどのように解釈しているのか、また企業版ふるさと納税を原資として発注する事業において内閣府の提示する3条件を満たすことについて村がどう取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの企業版ふるさと納税に対する利益供与の禁止についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

更別村のスーパービレッジ構想につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金と企業版ふるさと納税等を財源として事業を推進しております。令和4年度におきましては更別村スーパービレッジ協議会が主体となって更別村スーパービレッジ構想を推進しております。令和5年度以降はこの協議会を法人化し、村も出資する合弁会社としてソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社により事業を推進してきているところであります。また、構想にはコミュニティナースに関連する事業が含まれ、株式会社CNC、コミュニティナースカンパニーもこの構想の一部を推進していることとなります。

村が交付申請をしているタイプ3は、交付率が最も優位である対象事業費の3分の2が交付されるものでありまして、より有意な財源をもって事業の推進が図れるよう財源を確保しております。デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、確実な事業の推進が図れるかどうか審査の対象とされ、交付申請時より事業推進主体を明確にする必要があることから、本村におきましてはソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社を主たる事業者として、併せて村の補助事業として事業を推進するとして国へ交付申請し、事業の交付決定をいただいております。また、事業計画等策定時に要件を設定することから、ソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の出資する企業と調整し、要件を整備しているところであります。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、令和4年度の事業の開始から多くの企業よりスーパービレッジ構想への推進への寄附として採納をいただきました。事業推進の貴重な財源として活用させていただいております。この支援は地域社会の発展を支える極めて重要な財源でありまして、私たちにとっても大きな力となっております。改めてご寄附を今までいただきました企業様の皆様にこの場をお借りして感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、斎藤議員が言われる寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することについては、地域再生法施行規則第13条において地方公共団体が寄附を行う法人に対する利益を供与することを禁止しております。また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A、第11版の解説では、寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うこと

については禁止される寄附の見返りには当たらないとされる要件が3つ示されております。1点目は条例規則を含む法令を遵守すること、2点目は手続において寄附を行った法人への便宜供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間に区別あるいは別異に取り扱うことがないようにすること、3番目として議員がおっしゃられた手続の公正性、透明性に係る説明責任を十分に果たすこと、この3点について全て満たす場合に寄附事業者が工事の受注を受けても寄附の見返りに当たらないとされているものであります。ただし、議員が言われるとおり、公正性、透明性につきましては随意契約による場合は地方公共団体に委ねられていることから、十分に説明責任を果たす必要があると注意事項が付記されております。この随意契約につきましては、地方自治法第234条、地方自治法施行規則第167条の2において一般競争入札を前提とする契約の特例方式であるとされていることから、寄附のあった法人との随意契約がされる場合は、随意契約ができるとされる要件に合致した場合においても説明責任と透明性が確保されなければならないと考えております。

本村では、構想の推進に当たりましては事業推進主体をソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社としているところであり、更別村スーパービレッジ推進事業補助金等交付要綱に従って補助していることから、内閣府が公開するQ&Aで解説する禁止される契約によるものではないと認識しております。村は説明責任を果たしていく必要はあると考えております。補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律及び更別村補助金等交付規則を適用し、補助金の交付に当たっては、更別村補助金等交付規則に基づき交付をしております。全ての補助交付要綱の制定におきまして、公益性、公平性、公正性の確保が基本となるものであります。また、補助を受ける団体は事務処理や経理、事業目的の達成される団体でなければならず、着実な実行と推進が図られるものとして認められなければ補助金の交付決定はできません。補助を受けるソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社、株式会社CNCにおきましては、ソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社では毎月総会時に、株式会社CNCは四半期に1度、状況の報告を受けております。円滑に適正な執行が図られていないとした場合は村補助金等交付規則第11条により村職員が調査できると規定しております。ソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社では、契約はプロポーザルや見積り合わせを行い、1者随意契約においては村の随意契約同様理由を明確にし、契約行為を行っており、適正に処理されているものと考えております。補助事業での目的の達成が外的要因やインシデント等により困難であると認められるときは事業そのものを終了し、当該団体の関係書類を精査、検証し、評価の内容を公表することが必要と考えます。

以上のことから、村は事業推進主体としてソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社、株式会社CNCにつきまして適正に事業を推進していると判断しており、ソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社と株式会社CNCが発注する事業におきまして事務遂行能力があると判断し、契約等の事務を行わせているところであります。

村の補助金を受けるものは法令、規則を遵守しなければなりません。また、スーパービレッジ構想を推進するためにソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社と株式会社CNCに

交付される補助金は、国の交付金を毎年申請し、事業計画を策定しておりますが、交付申請時から事業を推進していく中で本村より便宜を図るような指示がされることはなく、ソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の中での事業者への便宜供与を図ることはできません。

最後に、説明責任と透明性についてであります。内閣府が示す契約手続時の公平性、公正性、透明性について、地方自治法第138条の2の規定にある執行機関の責務から、執行機関全体の果たすべき責務である説明責任と透明性を言うものと理解しております。執行者である私には、村民にしっかりと説明する責任があるということと認識しております。村民からの信託を受けて業務執行を預かる村長として、村民に対し理由、根拠を明らかにし、納得を得るように今後とも努力してまいりたいと思っております。また、どのような情報に基づき、どう考えて契約に至ったかといった意見形成過程の透明性も当面の責務だとは考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。引き続きご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 どうもご答弁ありがとうございます。企業版ふるさと納税を原資としてソーシャル・ナレッジ・バンク社などに発注する事業について、しかるべき対処をしているというようなご答弁を伺いました。

ソーシャル・ナレッジ・バンク社は民間会社でありますので、個々の事業の発注、契約の詳細については公開しておりません。先月下旬に初めて昨年度事業費の内訳が同社のホームページで公開されましたが、ここは事業の名前とその金額が記載されているだけで一つ一つの事業の詳細や発注先は記載されていないので、その資料だけでは寄附企業に経済的な利益の供与がされていないのかどうかということは確認できません。公募型プロポーザルについては昨年の7月から9月にかけて5件の募集がホームページに掲載されましたが、その結果については残念ながらホームページでは確認できませんでした。今、村長が答弁されたように、公平性を担保する手続が行われて村は確認しているということを疑うわけではないのですが、具体的に確認する手段を我々持っておりません。そういう点では懸念を完全に今のご答弁で、かなりいろいろな具体的なことについておっしゃっていたので、かなり薄らいだのですが、払拭されたというところまではいきません。

少し具体的に言いますと、ソーシャル・ナレッジ・バンク社の業務執行社員、普通の言い方言えば出資者ですが、そうなっている企業というのはそれぞれ何らかの業務を受注するので、あくまで一般論ですけれども、そういう状況の場合、どうしても、発注、契約の審査をお互いにするとなっても、お互いさまという意識でチェック機能が弱くなるということはあり得るということは申し上げねばなりません。ソーシャル・ナレッジ・バンクの業務執行社員は更別村と8つの企業です。村民の利益を直接代表するのは、もちろん、更別村だけなので、村の対応は非常に重要であるかと思えます。質問で挙げた福島県の、

名前は挙げませんが、この自治体の事例では、問題となった会社の当時の社長は何と総務省のアドバイザーという資格でやってきていたというので、そういう企業だから大丈夫かという、無条件で信頼できないという大変困った前例となってしまうと、この自治体では議会の側で百条委員会が立ち上げられて、問題の調査の報告書が7月に出ています。そのときの記者会見が地元新聞の河北新報で報道されていますが、そこにはこんな委員の発言があったことを引用します。まさに政策を提言する組織の事務局を務める企業が受注に手を挙げたら有利となり、入札は出来レースになってしまう。寄附企業の資本関係にある企業やグループ会社が受注するべきではない。更別村の事業の枠組はこれとは違っていますが、同様の問題が生じ得るということは言えるかと思えます。

誤解のないように改めて申し上げますが、今、何かを具体的に疑っているわけではないのですが、実際にこういった処分が1つ出たと、万一企業版ふるさと納税の使途で何か処分されるということになったら全国的な本村の評価にも係る大問題なので、懸念して一応質問を挙げております。ここで大丈夫ですか、どうですかという一般論で押し問答することは貴重な本会議の時間の使い方として適切ではないと思えますので、今の村長の答弁は確かに承りました。答弁主意書よりもかなり踏み込んだ内容もありましたので、大変ありがとうございました。

そこで、あともう一つ、昨年度5件のプロポーザルの公募については、やはり、結果が公開されることが望まれますし、それ以外でも、今、村長がおっしゃられたようにいろんなその過程を含む情報公開を積極的に行っていただくようお願いいたします。

あと1つだけ簡単な質問をいたしたいと思えます。企業版ふるさと納税については毎年6月の定例会で前年度分を村長からご報告いただいております。村のホームページには令和2年度からずっと寄附が掲載されております。一定金額以上の寄附に対しては、開村記念日の9月1日に表彰の対象ともなっています。ソーシャル・ナレッジ・バンク社の代表社員を務める株式会社長大、ほかにこの会社の業務執行社員となっている複数の企業からも寄附をいただいております。

さて、昨年度は企業名と金額の両方が非公表であるという寄附が2件ございました。その使途を見ていくと、名前としては新しい時代の流れを力にして地域課題の解決、魅力向上を図る事業、結局調べていくと、これはソーシャル・ナレッジ・バンク社がやっているデジタル田園の事業ということになりますが、ここで寄附した会社名が非公表となってしまうと、この会社が結果的に寄附金による事業を受注したかどうかは知ることはできません。透明性という点ではやや問題があるかと思えます。先ほど引用した福島県の自治体の百条委員会の記者会見では、こういう発言も委員からなされたと報道されております。匿名寄附も改善すべき点だ。そもそも企業版ふるさと納税は、企業が社会的責任を果たし、地域社会への貢献をアピールする制度、社名を隠すのは制度上なじまない。だから、今回のような問題が起きると。実際企業名非公表の寄附というのは奇妙な印象を受けます。せっかく寄附をしたのに、そのことを公表して社会的評価を高めることはしたくないという

のは何とも理解しにくいところです。福島県の事例では、最初からその寄附の還流を狙っていたので、企業名を非公表にしたという可能性は否定できません。

そこで、大変単純な質問ですが、2回目にこのことをご質問したいと思います。企業版ふるさと納税で寄附企業が企業名の非公表を希望される場合、申し訳ないけれども、寄附は辞退するというお考えはありませんでしょうか。李下に冠を正さず、濁すれど盗泉の水を飲まずという言葉もございます。非常に簡単な質問ですので、簡潔な短いお答えでも結構です。どうかご答弁をお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変難しい問題です。すみません。1点目のところですが、情報の開示等々についてはしっかりやっていきたいというふうに思いますし、5つのプロポーザルの件についても私も検討させていただきたいと思います。

ソーシャル・ナレッジ・バンクですけれども、もう一度再確認ですけれども、今、20社で入ってまして、資本金がうちは七十数万かな、全体としては資本金900万で、20社がこの合併会社に入っております。この20社だけが受注しているわけではなくて、参考までですけれども、受注ですけれども、例えば、ソーシャル・ナレッジ・バンク、CNC、合わせて63社、個人も含めると63社以上、グループを含め企業版ふるさと納税のうち2社ありますけれども、それ以外のところに、そこでしか持っていない技術がありますので、大企業の方もありますし、中小企業の方もおりますけれども、63社以上の方に国から採択いただいた分についての細かい受注についてはこういうふうな形で計上しておりますので、必ずしも出したところに行くというふうなところでは私はなっていないというふうに考えています。

受注ですけれども、一番最初にデジタル田園都市国家構想交付金、タイプ3とか1、2、Society5.0あるのですけれども、これ、どこの企業と、どこの研究機関と、例えばJAさんと、あるいは大樹町さんとかいろいろあるのですけれども、それを記入して提出しないと、向こうはどこの技術をその村で展開をするのかということについてもいろいろと精査しますので、その部分でここの部分、例えば自動運転ならここの企業さんのこういう技術を使いたいのだと、あるいは企業名は特定しなくてもそういうような形で申請をして採択をされているということでもありますので、若干その部分はそのアプリを活用するという点で承認をされたということでもありますので、便宜供与には最初からそういうふうな形で提出をしているということでもあります。

おっしゃっていた非公表の部分です。これについては辞退する気はないかって今の段階で言われると、そこまでは考えておりません。企業版ふるさと納税、3年間また延長になりましたよね。ということで、企業のそういうふうな、いろんな税金も減るのですけれども、やっぱり社会的な貢献をなさないと、そして自治体を助けなさいよというようなこともあってそういうふうな形になっているのですけれども、ただ、例えばそういう寄附される方々がどうして更別村だけなのということになるのです。大企業の方も含めてそうで

すけれども、ほかにもその技術を欲しいところはあるし、何でうちのまちに寄附してくれないのかというようなことも率直なところお聞きをしております。そういうような部分で非公開をやむを得ずする場合もあるということでありましてけれども、私としては実際監査のときとかいろんな部分で、非公開ではありませんので、その金額そのまま全部計上していますので、議会に対しても。だから、その点では辞退をするというところは、せっかくの寄附なので、そういう意図があってしてくるのであれば、それは断固として拒否しなければいけませんけれども、そういうことではない限りはこれについては今のところは辞退をするという考えはないということでありまして。

いろいろと、これだけは分かってほしいのですけれども、こういうパンフレットを作って、豊かな未来のためにどうか企業版ふるさと納税をお願いしますということで、職員と、例えば国土交通省の学校の講師を引き受けたときとかプラチナシティとして表彰されたことがありますけれども、その会場、いろんな会社の方が来るのです。そして、いろんな講演会、会合、東京へ行ったときも上京していろんな要望活動しますけれども、余った時間は全部企業さんに行って、あなたの持っているそういう技術をうちの村で展開してもらえませんかということで、できれば企業版ふるさと納税で助けていただけませんかということで、この足でこの10年間で200社から300社まめに歩きましたので、例えばG20のときに来ていたブースを造っていた会社の方が実際に今来ていろんなアプリ開発とかしてもらっていますし、そこは頭を下げて、門をたたいて、何とか技術提供、大学もそうですけれども、お願いをしてきているということで、今、徐々に更別が注目をされてそういう寄附も多くなってきたということで、透明性はやっぱりしっかりしなければいけませんので、広報とか。また斎藤議員、これでは不足だよというようなところありましたらどんどん、今日も指摘いただきましたので、そのところは公平性、透明性が通るようにしっかりと私としても取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ソーシャル・ナレッジ・バンク社の出資増えているって、そういうことを真っ先に広報していただきたいと。何か質問とかするたびにまず謄本を私が取らなければいけないというのちょっと困りますので、そのことは申し上げます。

匿名の寄附に関して考えが違うと、明確にお考えを示していただいたので、これは私やはり考えが違いますが、最終的には村民が判断することですので、この場で明らかにしていただいたということで、これで一般質問、まだ3回目もありますけれども、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時44分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 開会の前ですが、午後から、欠席しておりました尾立議員が出席いたしますので伝えておきます。

○4番尾立議員 よろしくお願ひします。

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、尾立さん。

○4番尾立議員 通告書に基づきまして、更別スーパービレッジ構想の移動サービスについてご質問させていただきます。

村民の間では更別スーパービレッジ構想の情報が十分行き渡っていないようです。11月22日にはソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の事業費一覧が公表されました。協議会期から公表内容まで通してご説明いただくことでどの分野のいかなるデジタル化なのか、さらには村政全体への理解が深まるはずです。そこで、自動配送ロボットと自動運転バスについて質問いたします。

1つ目です。構想開始時、広報写真に入っていた自動配送ロボット「デリロ」は、主に買物において移動が困難な高齢者のために自動で商品を配送する目的で更別スーパービレッジ協議会及びソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の運営の下、導入されたと理解しております。この初代デリロには具体的に幾ら費用がかかり、どれぐらいの期間に何回運用されましたか。

また、この前の冬には後継ロボットのお披露目がありましたが、雪道での運用が課題でした。夏には稼働したのでしょうか。情報公開されたソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の事業費用項目のどの部分、そして幾らが後継ロボットの関連なのか、村民に対してご説明いただきますようお願いいたします。加えて、自動配送ロボットサービスにはこの後継モデルが実装されると考えてよろしいでしょうか。ここまでが1つ目の質問です。

2つ目です。「自動運転バス」についてです。利用方法、時刻表の設置場所について改めてご説明ください。こちらもソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社事業費について、当事業のスーパービレッジ協議会当初からの事業費との関わりも含め、準備から運行までお伺いしたいです。

先日エアコンに関する所管事務調査のため小学校を訪れた際には、学校側では児童が放課後図書館を利用することにプライオリティが置かれておりませんでした。理由をお尋ねしましたところ、スクールバスで早々に自宅に送り届ける必要があるとのことでした。そこで、提案ですが、現行の自動運転バスは新たに学校の帰宅児童のためにも運用できますか。

よろしくお願ひします。

○議 長 西山村長。

○村 長 尾立議員さんの更別スーパービレッジ構想の移動サービスについてお答えをいたします。

1点目、自動運転配送ロボットのデリロにつきましては、初代デリロの令和4年度の事業期間につきましては令和4年9月27日から令和5年3月15日までの事業期間としておりました。また、デリロの運行ルートの設定とテスト及びレンタルの経費につきましては1,382万7,000円の事業実績となります。この事業期間内において運行ルートでの実証を1か月ほど重ね実装しましたが、視察対応での利用が5回、実際の利用が5回で計10回の運用がされております。令和5年度につきましてはデジタル田園都市国家構想、Society5.0タイプへと移行しました。道路交通法の改正に伴う遠隔小型操作車として運行し、課題となっている冬道の運行について実装を行うものとしておりました。令和5年度にはデリロの道路交通法改正による影響によって車両の認証が遅れ、デリロではなくハコボットというロボットによって冬季の実証を行うにとどまり、夏の実証は行っておりません。情報公開されているソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の事業項目では共助型地域交通物流システム開発実証となり、事業費は全体で9,635万円であり、ハコボットの冬季実証費用は154万円となり、購入している車両はありません。自動配送ロボットによるサービスにつきましては現在も規制の緩和の検討が国で進められている途中であり、また冬季の問題の解決のめどが立つまで実証を繰り返していくこととなります。

ロボット配送関係につきましては、このほか、JAさらべつの協力によって乳検の検体をドローンで輸送するという実証を行うこととしております。酪農家の負担がどの程度減り、コスト削減につながるかを実証し、実装の検討をしております。

2点目の自動運転バスの利用方法につきましては、説明会や行政区懇談会等でのパンフレットでの説明を行い、利用方法、時刻表を周知しているところであります。また、パンフレットは役場推進室とさららで配布を行っておりますので、利用される方には説明をさせていただきます。利用方法につきましては変更はなく、毎週水曜日の午前中に1時間に1本、役場、福祉センター、診療所、m a . n a . c a、ポピーマートへの定期運行を行っております。事業費につきましては、令和4年度の初期設定費用とランニング費用につきましては806万7,216円、車両の費用としてレベル2の機器の架装とテスト運用を合わせて3,414万2,333円となっております。また、令和5年度からの運用費は、すいすい村内移動の480万円のうち自動運転に係る費用は172万円となっております。

続いて、3点目の放課後の図書室の利用に関し、スクールバスの運行の利用にプライオリティが置かれていない点につきまして教育委員会に確認をしましたところ、スクールバスの運行に関しては下校時間に合わせて運行しており、授業の進み方等によって児童が一時的にバスを待つ場合、図書室などを利用することはありますが、子どもたちの放課後の居場所としての学校の図書室利用は先生の負担が増えることとなり、学校管理上難しいとの回答を得ておりますので、学校の帰宅児童のためにスクールバスの代わりとして自動運転車両を利用することは、定期運行によるため、時間の調整、安全面の確保の観点から難しいと考えております。

以上、ご質問に対するご答弁とさせていただきます。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 ありがとうございます。自動配送ロボットと自動運転バスの運用開始からここまでの事業の概略とかかった費用についてご答弁いただきました。ありがとうございました。

公開されたソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社の事業リストは、まちかどの村内在住者にとっていささか分かりにくい行政の言葉で書かれておまして、理解があんまり簡単ではなかったため、質問させていただきました。1つ提案ですが、一つ一つの事業、さらにその中の村民目線で分かる取組について方向転換がある場合とか、事業の目標、目的と問題点がどこにあったために方向転換されたなど、村のホームページでニュースとして公表されてはいかがでしょうか。村民が未来を感じて一緒に一喜一憂し、また、わくわくできるようなショートスパンでの情報の開示はコミュニティの一体感を構成するチャンスとなると思います。また、制度が住民と生活に沿う必要があるかと思しますので、小まめな記者会見報告や双方向の意見交換があると村民目線に村政は近づくのではないかと思った次第でした。

ここから2回目の質問に移りたいと思います。令和5年度については公表リストの事業項目、共助型地域交通物流システム9,635万円、こちらのうち自動配送ロボットについては、私の理解が間違っていなければ154万円、すいすい村内移動が480万円、この480万円のうち自動運転に172万円がかかったとのことでした。では、第1に残りのおよそ9,000万円、こちらなのですが、自動運転バスなどの何に必要なお金だったと理解すればよろしいでしょうか。例えば、インターネットでは上土幌のように海外、フランスなどからの輸入の自動運転車両を使う場合に費用が導入には5,500万から8,000万ぐらいかかり、また運用では、これは別の地域の例ですけれども、5年間で5億円ほど見込んでいるような話とか、そういう話題を見たりもしております。したがって、繰り返します。残りの約9,000万円は自動運転バスなどの何に必要なお金だったと理解すればよろしいでしょうか。これが1つ目の質問です。

2つ目です。自動運転バス、自動配送ロボットが実装となった場合、村内では更別IDのある、なしにかかわらず利用できるようなにはなりますでしょうか。現時点ではいずれも更別IDを持っている人が利用できるかと私は理解しております。そして、IDを取得していない人も相当数いらっしゃるのではないかと思うところなのです。村内では商店街スタンプ会などのデジタル化であるとか、キャッシュレス決済であるとか、それからいろんなことに更別IDが必要となったり、やがて個人の買物データとか医療データといった詳細な個人情報公共事業体である地方団体ではなくて様々な営利目的を持つソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社につながった民間の会社に集中管理されることになるのではと危惧するお声をお聞きしました。繰り返します。2つ目です。したがって、自動運転バス、自動配送ロボットが実走となった場合、村内では更別IDのある、なしにかかわらず利用できるようになるのでしょうか。

以上、2つの質問をさせていただきます。

(何事か声あり)

○議 長 尾立さん、ただいまの数字的なことが今質問の中になかったもので、答弁ちょっと時間かかるわけなのですけれども。

○4番尾立議員 どうも失礼いたしました。申し訳ありません。

○村 長 手元に資料が、趣意書のあれはあるのですけれども、分かる範囲で結構ですか。

○4番尾立議員 はい。分かる範囲です。お願いします。すみません。前もってお渡しすればよかったです。

(「議長、休憩にしたらいんじゃないですか。暫時休憩に」の声あり)

○議 長 今、暫時休憩という提案がありますので、暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時48分 再開

○議 長 休憩前に引き続き再開いたします。

西山村長。

○村 長 尾立議員さん、大変申し訳ありません。即答というのですか、細かいところについては一応問い合わせさせていただければありがたいのですけれども、質問の趣旨に合った部分の数字に関して述べさせていただいたということで、数字に関してはかなり責任を負わなければならないところありますので、議会の公の場ですので、間違えるわけにはいかないの、今、分かっている範囲でざっくりばらんに9,000万云々という話がありましたけれども、一応、こちらで捉えているのは自動運転を含むシステム調査コンサル料に3,690万、デマンド車両、バスに2,500万円、システム改修に1,787万5,000円ということで、今、ざっくりとそのような形で進んでいるということです。細かいところについてはSKBであるとか下のスーパービレッジ推進室に聞いていただければ納得いただける数字が明示されると思いますので、ひとつご勘弁願いたいなというふうに思います。

もう一つ、IDについては、IDが取得しようとしていなかろうと、これは使えるということでもあります。ただ、注意しなければいけないのは、個人情報保護法の観点からしっかりその辺については考慮しながら、集中管理という言葉もありましたけれども、個人情報をそうたやすく管理するというようなことについては、村としてもその条例に従ってしっかりと保護しながらやってもらうということですので、これについては、今、そういうふうになるかどうかについてはまだ見えておりませんので、そういうことをご理解願いたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 どうもありがとうございました。

それと、私のほうで前もってお聞きしなくてはいけないほど細かいことがあると思いませんで、ざっくばらんに書き漏らしかと思っておりました。どうも失礼いたしました。ご説明いただきまして、大体、大きなお金で非常に重要な事業がなされていたことが分かりました。詳細については、また、別途、お聞きすることにしたいと思います。1点目です。

2点目、こちらのIDとの関係で使えるようになったときに村民の方の中に戸惑いがないようにご配慮いただければと思っていた質問でした。ご答弁ありがとうございました。

私は以上、こちらでおしまいにしたいと思います。

○議 長 質問持っているの。

○4番尾立議員 では、戻らないでこのまま、こちらでよろしいですか。

○議 長 はい。続けてください。

○4番尾立議員 では、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の更別スーパービレッジ構想における事業、農村エコシステム及び分散ストレージシステムについての質問をさせていただきます。更別スーパービレッジ構想における「国際競争拠点を形成する新たな農村エコシステムの構築」と「ブロックチェーンを活用した分散ストレージシステム」の整備についてお尋ねします。公表されたソーシャル・ナレッジ・バンク合同会社のこの2つの事業には更別村から50%の助成金が入れられていて、それぞれ国からの助成金と合わせますと9,652万円、2,571万円の大型事業となっています。これらはどのような事業なのでしょう、内容をお聞かせください。

また、どれくらいの雇用を更別村に生み、更別村にどれほどの税収をもたらすことになるのでしょうか。

さらには、「国際競争拠点を形成する新たな農村エコシステムの構築」事業では、将来的に、GPSを使った無人トラクターの活用が前提とされているようですけれども、第1に、集中管理はうまくできるのでしょうか。第2に、農家の皆さんにとってはどのようなメリットがあるのかなど、皆さんにヒアリングはできていますでしょうか。第3に、作業中に壊れたときの対応などはどちらの団体が担うのかをはじめ、どのように組立てをされていますでしょうか。

よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 尾立議員さんの更別スーパービレッジ構想における農村エコシステム及び分散ストレージシステムについてのご質問にお答えをいたします。

本村では、スマート農業の推進から新たな農村エコシステムの構築を進めております。完全無人化畑作、酪農地帯の開発におきましてGPSやGNSSを活用した作業機のセクションコントロールが行われ、重複作業を避けるための自動化が進められています。具体的には散布ノズルの自動開閉や播種機のセンサー開発を進めることで効率的な農作業を可能とするものであります。データ通信の国際規格、ISO11783が普及し、国際農業電子財団、AEFが推進しているところでもあります。ISOBUS対応機器の開発実証を行っ

ているところであります。更別村でも技術者の育成や自動制御といった作業機の開発が進み、自動農機の普及を目指し、オートメーション化による省力化で農業の魅力を高め、農業者数が減少した場合においても遊休地が残らず、生産性を維持させることを目的にしております。

本村では人口減少対策が急務となっております。2015年の就業人口は1,967人でしたが、2040年には1,262人に減少すると予測されております。農業従事者も847人から367人に減少すると予測されております。生産性の維持にはロボティクスや未来技術の導入が必要であり、ウクライナ情勢やインフレによるコスト増加に対応するためデータ活用と循環型農業のシフトが求められています。

ブロックチェーン、データを鎖のように連結させる技術を活用した分散ストレージシステムにつきましては、AI活用やNFT、代替不可能なデータが必要であり、データを保管する場所が重要となります。あわせて、データ量が爆発的に増えており、データの保管の費用が増大しております。データはビッグデータ化され、今後はAIの活用も進み、農業では基本日照時間、湿度、土壌情報をサーバーの自動転送により農地データを収集、AIによる各種の予測、ドローンやトラクターの遠隔操作も進めております。これらのデータが蓄積され、ストレージはIoT技術の実装に必要不可欠なものであります。機械の安全性確保のためには転送の遅延を少なくすることが重要であり、高速通信網の整備も必要になることから、Society5.0事業に取り組むものであります。

また、更別ID保持者の私書箱として利用し、情報を分散型ストレージに蓄積する、倉庫というか、管理する入れ物です、技術実証を行おうとしております。一般的なNS、ネットワークにアクセスしたハードディスクといった現行のストレージシステムを分散型ストレージシステムに統合し、海外のクラウドサービスを活用することなく、本村において保存、利用可能な仕組みを構築し、実施をしていくものであります。

また、インターネット物流では、制御を行うプロトコルを活用し、更別村役場と上更別公民館を結ぶセキュアなネットワークを構築し、データを分散させて安全に保管される仕組みを実証し、構築していきます。首都圏の企業が運営業務を担っていただくことで更別村に営業所を設けるなど、企業誘致を図ることを目標に事業を推進しております。したがって、本事業では企業誘致数をKPIに設定しているところであります。

また、企業数の減少と事業者の高齢化が進んでおまして、2016年の企業数は97社、そのうち小売、飲食サービス業者は43社でしたが、5年で10社が閉店する見込みであります。生産性向上のためにはデジタル活用と設備投資が必要であり、地域経済の活性化が求められています。これらの取組を通じて農業の生産性を維持し、地域経済の活性化を図ること、また企業誘致と雇用の増による村全体への刺激につながる事業計画としております。

1点目のご質問であります、どのくらいの雇用を生み、どのくらいの税収をもたらすのかについてですが、まず本事業では共助型地域交通物流システムの構築、国際競争拠点を形成する新たな農村エコシステムの構築、ブロックチェーンを活用した分散ストレージ

システム及び通信基盤のメッシュ化及びセキュア通信網の構築の4つの事業により Society5.0タイプで交付金事業として交付決定されているところであります。本事業のK P Iにつきましては、4事業全体で1社の企業誘致を目指しているところであります。どのくらいの雇用を生むのかにつきましては、誘致する事業規模によるため一概には言えませんけれども、目標としては村の人口の1%である30名程度の雇用の増を目指したいと考えております。自治体において人口が1人増えることによる税収入は様々な要因によって異なりますが、代表的な住民税、固定資産税、軽自動車税といった税収が増加をします。また、普通交付税につきましても人口増による増加が望めます。住民税に限定してご説明申し上げますと、所得に応じて異なりますけれども、例えば、年収300万円の場合には年間の村民税額は約15万円程度になります。具体的な金額は所得や控除額によって変わりますので、住民税の計算方法をご確認いただければありがたいというふうに思います。

2点目のご質問であります無人トラクターによる集中管理ができるのかということについてですけれども、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインが農水省より示されております。リスク評価と管理につきましては、作業環境や運転条件に応じてリスクを評価し、適切な管理策を講じることが求められております。これには危険な状況を予測し、回避するためのシステムが含まれます。また、監視と制御につきましては、無人運転中であっても常に監視が必要です。遠隔システムを利用してトラクターの動作や周囲の作業をリアルタイムで確認し、必要に応じて人が介入できるようにしなければなりません。つまり、集中管理は規制の観点から極めて難しいと考えております。

無人運転トラクターには様々なメリットがあります。正確なGPSやセンサー技術を使用して作業を行うため、精度が高まり、効率的に農作業を進めることができます。人手不足が深刻な農業分野において無人運転トラクターは労働力を大幅に節約できます。これにより、農業従事者の投下労働時間の軽減と負担が軽減をされます。設定されたプログラムに従って一貫した作業を行うための作業のばらつきが少なくなります。これにより、収穫量や品質の安定が期待でき、長期的には無人トラクター、運転トラクターの導入により労働コストや燃料コストの削減が見込まれます。また、効率的な作業により資材の無駄も減少します。無人トラクターは、危険な作業環境でも安全に作業を行うことができ、労働者の安全が確保されます。これらは無人トラクターの代表的なメリットと言えますが、これら自動運転技術の普及については更別村農業ICT協議会が中心となってスマート農業の普及を目指しております。メリットのヒアリングについてはございませんけれども、講演会、現地の実証の説明会等を実施しております。

最後に、故障時の対応は迅速かつ適切にあることが重要でありますので、無人トラクターは市販されており、一般的な自動車と同じく機械メーカーや整備工場は対応していくものと考えております。

以上、ご質問のお答えといたします。

○議 長 4番、尾立さん。

○4 番尾立議員 ご答弁ありがとうございます。たいへん、元の公開された事業リストからは想像つかないような広がりがある、しかも非常に詳細な取組がなされていることが伝わりました。ぜひ、このデータの爆発的增加ということから想像されるような、3,000人の村とは思えないような大躍進が近い未来に実現され、村民の皆さんと共有して楽しめるように進行を見守らせていただければと思います。

私のほうからは以上で終わりにしたいと思います。

○議 長 次、5番、小谷さん。

○5 番小谷議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、村長に質問させていただきます。

質問事項は、役場職員におけるメンタルヘルス対策についてであります。総務省は「令和6年3月、令和5年度地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会」の報告書において、令和4年度の1か月以上の長期休職者は10年前と比較すると約1.8倍に増加し、特に20代、30代の休職率が高いことを発表しました。また、厚生労働省でも「2024年版厚生労働白書」を報告し、その中で「こころの健康」の最も高いリスクは病を引き起こすようなストレスであり、20年前との比較で3倍に増加との結果で、いずれも看過できない現代の実情と認識した次第です。

次に、更別村における直近4年間（令和2～5年度）における途中退職者数は15名と伺い、自己都合ではあるものの、本村のみならず全国的な人口減少の折、職員の人材不足の懸念や採用が内定されても辞退される昨今。本村での行政機能を適切かつ円滑に機能させるべく、これらを踏まえて3点村長に質問させていただきます。

1点目、村は、職員に向けてストレスチェック診断を行っておりますが、この調査や結果から見えてくる役場としての課題や対応等、メンタルヘルス調査の見解を伺います。

2点目、職員の健康状態や職員自身が抱える問題が原因となり長期休職者となり得る場合も想定されますが、村として、休職中や職場復帰と復帰後に向けての方策の見解を伺います。

3点目、仮に長期休職者が発生した場合は、一時的に職員数が減となりますが、業務が遅滞なく遂行されるための対応策の見解を伺います。

お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんの役場職員におけるメンタルヘルスの対策についてのご質問にお答えをしたいというふうに思います。

平成26年、労働安全衛生法が一部改正され、心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆる、ストレスチェックを実施することを事業者の義務とする制度が導入をされております。本村では、ストレスチェックを含め職員の電話、メールによる相談、個別面談による相談、研修、講演など、メンタルヘルスに関する業務を委託により実施をしております。ストレスチェックに関しましては、更別村職員ストレスチェック実施要綱を制定し、

対象職員や面接指導、受検方法などについて定めるとともに、毎年ストレスチェック実施計画におきまして日程や調査票などを定め実施しているところであります。

それでは、ご質問の1点目、ストレスチェックの実施結果についてお答えいたします。本年度のストレスチェックにつきましては、8月1日から8月23日までの期間におきまして実施をしました。受検対象者は142人で、受検者数は141人、実施率は99.3%となっております。結果に関しまして委託業者が分析を行っており、精神健康度はやや改善傾向にあるが、いまだ悪化した状態にある。職場のストレス要因では、量的負担、質的負担、職場環境、上司のサポート不足のストレスが大きい状態である。待遇、処遇、組織ストレスの結果は、目立った悪化は見られないといった分析結果の報告を受けております。

限られた財源と人口減少により、多くの地方公共団体にとって人材の確保は、今後、重要な課題となってまいります。また、地方公共団体を取り巻く環境はますます複雑なものとなり、職員に求められる業務も多様で高度なものとなり、業務量も増加することが避けられません。このような状況で職員は様々なストレスを感じており、心身にダメージを受けることもあります。職員のメンタル不調は組織に重大な影響を与えることから、不調の自覚が強い個人がないか個の視点での状態観察をしていくことが重要であると考えています。また、職場のストレス要因では仕事量の適正配分、上司と仕事のやり方、進め方についてしっかりと話し合う機会を増やしたり、物理的な環境ストレスを排除するといった取組により職員のメンタルヘルスクエアを推進してまいりたいと考えております。

次に、質問の2点目ではありますが、休職中や職場復帰と復帰後の対策であります。メンタル不調を訴える職員に対しては、状況によっては主治医のアドバイスを受けながら現状の把握に努めております。長期の病気休暇の取得や分限処分による休職となった職員にはリハビリ出勤や産業医などとの緊密な連携により職務復帰の時期を適切に判断し、職務復帰後も、適宜、上司による面談を実施し、現状把握に努めるとともに、業務の調整などにより過度な負担がかからないように努めているところであります。

質問の3点目ではありますが、休職に伴う職員減の対応につきましてお答えをいたします。状況により対応は異なるものと思いますが、職員が休暇を取ったことにより新たな職員を採用することについては、その後の定数管理に影響することから現実的には難しいものと考えております。したがって、限定的な人事異動、業務調整、期間を区切ったの会計年度任用職員の任用といった方法で対応せざるを得ないものと考えております。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま、村長より細部にわたる状況をご答弁いただきました。約3年ぐらい前から私なりに気にかかりまして、心穏やかではない課題の一つでもありましたところから、このたび、一般質問にて村長と向き合いたいと本日に至った次第でございます。しかしながら、大変、プライバシー面にも配慮が必要と思っておりますし、心得ているつもりでございます。

それでは、再質問に入ります。まず、4年間で15名の途中退職者とお伺いいたしました。せつかく、ご縁ございまして本村役場職員となられましても、心や体の不調などで休職、休まれたり、あるいは、ご自身の都合で次の人生設計のリスクリング等、ステップアップなどで退職に至る場合もあるでしょう。それは、まさに現代社会を映し出す日本の全体的な現象ではと受け止めておりますが、反面、とても残念な気持ちと本村にとっての少なからず損失とも思うところがございます。これについての事由はもちろん把握がなされておりますでしょうし、私どもといたしましてはそこに何らかの働く場としての課題や問題があるのか否かとお伺いするしかございませんが、村長はいかがお考えでしょうか。

先ほども少しお話をいただきました。先ほどの答弁でも職員のメンタル不調は組織に重大な影響を与えるとの見解でありました。ここでストレスチェック診断料、メンタルヘルスサポート委託料、産業医委託料、これら、令和6年度予算といたしまして、合計79万8,000円となっております。これらは、従業員援助プログラムというサービスに関する契約と伺っております。先ほど詳細な村長からの内容等はお伺いをしたところでございます。同じく職員ストレスチェック実施要綱でもストレスチェック制度は定期的な、年に1回、8月というお話を伺いました。職員の心理的な負担の程度、いわゆるストレスであります。把握するための検査であって、自身のストレスの気づき、その対処への支援並びに職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調となることを未然に防止する、いわゆる1次予防を目的とございました。ちなみに、2次予防とはメンタルヘルス不調を早期に発見し、適切に措置を行うこと、また3次予防とはメンタルヘルス不調者の円滑な職場復帰、再発防止等の支援を行うこととさきに質問したところであります。

もう一点付け加えますと、自分のストレスの自覚や気づきに対処するセルフケアもまずは大切になると思うのですけれども、これは役場だからということではなくて一般的、どこでお仕事をされても普通にあることだとは思いますが、果たしてこれこそがとても難しいことではないかなと思っております。総じてメンタルヘルス不調の差異や対処についてのマニュアルがなければ対応も苦慮されるでしょうし、現状として、個々に状態観察が重要との見解でしたが、一方でマニュアルがあるだけで、それだけでは心の病が改善され、その先すぐによくなるという簡単ではない深いメンタル面であると私なりに理解しているところであります。村長のお考えをいま一度お聞かせ願いたいと思います。

また、村長に申し上げたいのは、けがなどの外傷、見える部分と異なりまして、メンタル面、心の病、はたから見えづらいこと、本人がつらい、苦しいと何かしらサインを出せばいいのですけれども、出したり相談がなかなかできないこと、自身がそれでも仕事をやらなければと、頑張らなければとの責任感にさいなまれるも、そこから一步も歩みを進められないときやことなど、私も六十何年生きてまいりました中で現実に苦しまれてきた方を実情と申しますか、一般論としてお話しさせていただいたところでございます。つまり、誰しものがこの進化し続ける現代社会において多少なりともストレスを抱えての日常でありますけれども、このストレス等や自身の抱えている諸問題などでメンタル不調となっ

たときに本人も周りも普通に相談できたり、そういう環境になっているのであれば大変よろしいのですけれども、その辺りはどのような方策や、先ほどプログラムの内容もお聞きはいたしましたけれども、どのような方策、あるいは、職員向けの研修会、勉強会が行われているのかについても村長にお伺いいたします。

お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷さんのご指摘、いろいろとメンタルの部分も含めて非常に重要なことだというふうに重く受け止めております。途中で辞めていかれる方、自治体、最近、見通すとそういう話題が首長の中でも話題にもなります。それは、辞めるのがどうのこうのというのではなくて、やっぱり、その中に課題があった場合については解決しなければいけないし、もっと魅力のある、そういうふうにしていかなければいけないのかなというようにことがありますけれども、うちの場合人数も多かったのですけれども、それはそれとして受けておりますが、ただ自己都合ということで本当に、細かいことは言いませんけれども、家族と向き合ったり、あるいは、違う職種で後継者なりを引き継いだり、あるいは、自分の郷里にとかいろいろ、たくさん、たくさんの要因があります。だから、その部分でお話を伺って、自己都合と言ったらその一言で尽きてしまうのですけれども、それぞれの職員が抱えているいろんな思いも、人生設計もありますし、できるだけ村長室で聞くことにはしております。慰留の関係とかお話しもさせてもらっていますし、何かそういう点でどうなのだという話聞かせてくださいよというような話もしておりますし、自分が把握している範囲の中では全てメンタルということではないということ、一部、そういう部分も散見されるということもありますけれども、その部分しつかりこれからも、私自身も含めて各上司も、同僚も含めてそうですけれども、課長あるいは課長補佐、係長はそれぞれの場において気がつけば声かけをしたり相談に乗ったりしているというのはよく耳にしますので、そういうことにも心がけていかなければいけないと思います。

課題としてはやっぱり、北海道もそうですし、北海道警察もそうやって聞きましたけれども、定員に達していない状況とか、今の就職状況とか、あるいは変な冗談ではないですけれども、ビズリーチみたいな転職の項目がすぐ探せるというような状況もありますし、社会がそういうふうになっているのかなというようにところもあるのですけれども、一度勤めていただいたらしっかりと自治体労働者として本当に村民のために、公共のために奉仕してほしいなというようなことは思っております。課題としてはそれぞれの課題ありますので、個人的な部分、あるいは組織的な部分でしっかりと考えていかなければいけないというようなことを考えております。

2点目ですけれども、ストレスチェックが出てきて、最初に結果についてお話ししましたけれども、極めて、職場環境が、それぞれの課含めてかなりきめ細かい、これ義務というか、あれですので、分析がされております。結果も出ておりますので、それは理事者も第一に受けて、そして、課長さんたちにはこういうところでどうだろうという感じで、こ

ういう結果が出ているよというようなことで、再度、いろんな形でしてもら。また、職員には、今日も帰ったら村長室に寄っていましたが、総務課のほうでウェブのメンタルの研修会を期間長い間、時間なかなか取れない、決まった時間取れないと思いますから、そういう中で研修も受けてくださいというようなことで心がけているというような状況で、メンタルヘルスチェックというのはとても重要です、毎回、耳が痛いのですけれども、やっぱり職場改善とかいろんなことをしていかなければいけないところがたくさん散見もされるところもありますので、また本当にそういう形で現状をしっかりと正確に把握をするということです。特に私の場合はそうしなければいけないというふうに思っていますけれども、そういうことがまず第1点にある。

ただ、本当に心の病とか、先ほどもおっしゃったように目に見えるあれだったらいいのですけれども、そうではない場合もありますので、そういう場合はやっぱり、うちは産業医としての山田先生もおられますし、そうでなくてもいろんな面で相談に乗ってもらったり、また作業療法士、理学療法士、ほかにも相談できる場もあるわけですから、そこでしっかりとってってもらいたいなというようなことを思っていますし、場合によっては、私も教員時代からもそうでしたけれども、一緒に医療機関についていて3者で話を聞いたり、そしてそれについてお医者さんの判断、それと現場の判断を基にどういう、例えば復帰するにでもそういう復帰プログラムを、この職員にとって一番いい方法をしなければいけませんので、最初からフル回転で復帰して働けなんていうことは言えませんので、その辺のプログラムをしっかりと個に合わせたものを作成しながら、そして、その中でもしっかりと声がけしたり、そして、本当に相談活動したり、また、家族もいる場合もありますので、その辺の部分とも皆さんともしっかりと話をしていけないと駄目だというふうに思いますので、本当に手を尽くして尽くし足りるということはないと思いますので、その辺はできる限りのことをしっかりとやっていくことが必要なことかなというようなことを思っております。

以上であります。

○議 長 小谷さん。

○5番小谷議員 村長から多岐にわたる内容で現状とといいますか、今の状況とといいますか、こういう今やっていること、これで全て足りているとは思わないというお話もいただきまして、お考えを伺うことができました。先ほども申しましたけれども、ここだけの問題でもありませんし、誰がなっても、かかってもおかしくないというのは、目に見えないだけにサインを少しは出せる人、出せない人、なかなか分かりづらい、見えづらい部分があるものですから、私も一般質問するに当たりましてはとても悩んだところでございます。今お話ありましたように、家族、一人でももちろん大変です、家族がおりますと、まさに人生歩いていくパートナー、そして、子どもさんがおられた場合にも人生設計等によりまして変更せざるを得ない場合が出てくるかと思っておりますので、そういった際に寄り添う寄り添い方、そういったのを、プログラムとしていろいろな契約でなされてはいるけれども、役場全体として考えていってほしいと思うところでもございます。

3回目の質問となります。参考までにメンタル不調につながりやすい環境や生活での変化といたしましては、これは誰も分かり切っていることなのですけれども、中には人事異動や喪失体験、死別、離婚、失恋、子どもの独立など、ペットとの別れとかいろいろあると思います。病気やけが、それから結婚や妊娠、出産、そういったものが不調につながりやすいということもあるようです。また、ストレスを受けやすいタイプといたしましては、これは書かれていたことでございますので、全てがそう当てはまるわけではありませんけれども、真面目で几帳面、責任感が強く努力家、自分にも他人にも厳しい、頼まれると断れない、嫌なことを嫌と言えないなど、反対にストレスに強いタイプといたしますと、一般的に気持ちの切替えが早く、おおらかな人と言われているようでございまして、村長が当てはまるのではないかと、今、ちょっとふと思ったところでございます。

職員の皆様におかれましても、予期せぬ災害、または、感染症の発生等をはじめといたしまして業務内容の複雑化、高度化とともに、多様化の時代により、それぞれ多種多様な要望かつ業務によってさらなる負荷となる場合も推察されるところでありまして、私といたしましても、大変、メンタル面心配されるところでもございます。ゆえに、私が言うまでもなく先頭に立つ村長だからこそ現状を把握する必要がある、先ほども申しておりましたけれども、ありますし、全ては心と体が健康でなければ村長が常々おっしゃるところの役場職員は役に立つ人でなければならないを実践、遂行ができず、村民の安心、安全な生活にはつながらないのではないのでしょうか。

最後に、メンタルヘルス対策についていま一度お伺いいたします。先ほど話にもございました上司との適度な関係性が大切であるとともに、課ごとの仕事量、職員数と適正の理解による業務が最良であるか、現状はいかがでしょうか。職務復帰に対する不安は本人も周りの方もあると思います。本人との寄り添い方、周りとの関係性構築や仕事の取り進め方などのお考えをありましたらお聞かせ願いたいと思います。

お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 いろいろな貴重なご指摘ありがとうございます。先ほどセルフケアというところもあったので、その部分についても先ほどお答えできませんでしたけれども、やっぱり自らセルフケアという観点、職場の環境とかいろんなところに働きかけるということも必要ですけれども、やっぱり、自分でそういうものを出していけるということも必要かなというようなことも思いますので、それをまた上司とか周りが引き出してやるということも必要ですので、もちろんセルフケアについても大事だというふうに思います。

EAP北海道から毎回結果と、厳しく言うけれども、職場環境のところであつと思ったのは、言われたのは、なかなか自分で抜けているところだったのですけれども、夏、あんな暑いところで仕事をしていたらストレスたまりますよって指摘をされたのです。だから、それは最後は分かるけれども、公の場所とかというのは分かるけれども、職場のところ、村長、必要ですよって、そうしないと快適に仕事できませんよというような指摘もあった

ので、職場環境の改善というのはそういうところもきちんとしていかないと駄目なのだなというようなところも思いました。

個人の健康が職場や企業の健康になって社会の健康になるということを言われました。特に私の心に残っているのはメンタル不全や過労、自殺をどのように予防して、その取組を進めていくかというのは3つのレベルがあるのだよということを言われました。1つのレベルは、まず、精神疾患にならないように職場全体の底上げをすることだと。職場を活性化させ、労働環境を改善する取組で健康教育、あるいは、講演、研修、情報提供などで労働者のメンタルヘルスに対する意識をまず向上させましょうと。2つ目の2次予防としては精神疾患の発生を早期発見するということなのです。その取組を本人や周りが早めに気づき、それに対して対策を取るということで、スクリーニングなどの調査など気づきのポイントを知ってもらうことで、職員にもアンテナを高くということはないですけども、いろんなところで調子悪いのかなというようなところで気づきをやっぱり持つていくことが必要だと思います。3次予防については、発生率を減らす取組の中で、本人、職場、主治医との連携すごく大事になって、今、うちの診療所の先生方、特に、産業医である山田先生には細かい報告を逐次受けております。だから、その中でこういう方策がいいのではないかとか、こういうふうの主訴あるよって、だからこういうふうなことで応えていかないと駄目ですよねというふうな話で私もいろいろと指導を受けておりますので、そういうことも大事にしなければいけないというふうに思うのですけれども、連携を、主治医、職場、本人との連携、そしてリハビリ勤務というプロセスを本当に個人のメンタルとか病気、疾患に合ったものでやらないと意味がないということですので、それぞれのレベルに合わせてやっていかなければいけないなと思います。

やっぱり、体の健康診断だけでは駄目なのです。だから、なかなか気づきにくいところの部分はどうやって早期に把握して、そうやって早期に手を打っていくか、そして、それは、役場全体として考えていって、一人ひとりが関わっているのだよというところの意識を持ちながらやっていかないとなかなか解決できていかない問題なのかなと思います。いろいろと課題もたくさんあるのですけれども、その部分についてはやっぱり働きやすい職場、本当に生きがいを持って過ごせる役場づくりを目指して、私が先頭に立ってリーダーシップを発揮しながら、今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番小谷議員 ありがとうございます。心と体の健康、そして、職場環境の充実、どうぞよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議員の派遣の件

○議 長 日程第3、議員の派遣の件を議題といたします。

議員の派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり、村づくり懇談会に全議員を、中札内村議会議員等研修会に議員7名を派遣いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しましたとおり、村づくり懇談会に全議員を、中札内村議会議員等研修会に議員7名を派遣することに決定いたしました。

◎日程第4 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第4、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長から申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和6年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時33分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年12月16日

更別村議会議長

同 議員

同 議員